## 広島市LMOづくりサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」(以下「LMO」という。)の設立・運営のノウハウを紹介することにより、LMOづくりに取り組む地域の掘り起こしを図るとともに、LMOの円滑な設立を支援することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 申込団体 広島市LMOづくりサポート事業(以下「本事業」という。) に申し込む団体をいう。
  - (2) 対応LMO 広島市LMOづくりサポート事業の対応を行うLMOをいう。
  - (3) 派遣型 申込団体が対応LMOから会長等の派遣を受け、体験談等の説明を聞く形式をいう。
  - (4) ツアー型 申込団体が対応LMOの活動拠点等を訪問し、活動の見学や体験談等の説明を聞く形式をいう。
  - (5) 派遣者 派遣型により申込団体へ派遣する対応LMOの会長等をいう。
  - (6) ツアー対応者 ツアー型において受入対応を行う者をいう。

(対象団体)

- 第3条 本事業の対象となる団体は、次のとおりとする。
  - (1) LMOが設立されていない地域の地区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会(連合町内会・自治会が組織されている地域に限る。以下同じ。)
  - (2) LMO (活動拠点又は事務局員が定まっていない若しくはその両方が定まっていない場合 に限る。以下同じ。)

(実施形式)

第4条 本事業の実施形式は、「派遣型」及び「ツアー型」とする。

(対応LMOの登録)

- 第5条 対応LMOは、広島市LMOづくりサポート事業登録書(様式第1号)を市長に提出し 登録を行うものとする。
- 2 対応LMOは、登録内容に変更が生じた場合、広島市LMOづくりサポート事業変更登録書 (様式第2号)により速やかに市長へ届け出なければならない。
- 3 市長は、対応LMOが次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。
  - (1) 対応LMOから登録辞退の申し出があった場合
  - (2) 対応LMOが広島型地域運営組織「ひろしまLMO」の認定に関する要綱第8条に基づき 認定を解除された場合
  - (3) 派遣者又はツアー対応者が本事業を実施するに当たり、事業の目的に反する言動を行った と認められる場合

(4) その他市長が対応LMOとしてふさわしくないと判断した場合

(申込の回数)

- 第6条 申込団体が申込を行うことができる回数は、次のとおりとする。
  - (1) 第3条第1号に定める団体は、LMOづくりに取り組む地域として選定した日を基準としてその前後で1回ずつとする。
  - (2) 第3条第2号に定める団体は、当該団体の設立日が属する年度の翌年度末までに1回までとする。

(派遣者等の人数及び実施時間)

- 第7条 派遣者は、1回につき同一の対応LMOから2名までとし、派遣時間は1時間30分を 上限とする。ツアー対応者は、1回につき2名を基本とし、受入時間は2時間を上限とする。
- 2 派遣型の実施時間は、原則、午前10時から午後5時の範囲内とする。
- 3 ツアー型の実施日時は、原則、対応LMOの活動拠点開設日時の範囲内とする。

(申込)

- 第8条 申込団体は、原則、派遣型又はツアー型の実施を希望する日の1か月前までに広島市L MOづくりサポート事業申込書(様式第3号)(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 第3条第1号に定める団体は、申込書を連名で市長に提出しなければならない。

(派遣型等の実施の有無の決定)

- 第9条 市長は、申込団体から前条による申込があった場合は、その内容を確認し、派遣型又は ツアー型を実施することが適当と認めるものについて、原則として予算の範囲以内において派 遣型又はツアー型の実施の有無を決定し、その旨を申込団体へ電子メール等で連絡する。
- 2 市長は、前項により派遣型又はツアー型の実施を決定した場合は、対応LMO又は派遣者に対し、広島市LMOづくりサポート事業対応依頼書(様式第4号)により、派遣型又はツアー型への対応を依頼する。

(謝礼金の支払)

- 第10条 市長は、派遣型又はツアー型の履行を確認したときは、派遣型においては対応LMO 又は派遣者に対して、ツアー型においては対応LMOに対して謝礼金を支払う。
- 2 派遣型及びツアー型の謝礼金の1時間当たりの単価は、別に定める。
- 3 派遣型及びツアー型の謝礼金は、第7条第1項に定める派遣時間又は受入時間の範囲内で派 遣者又はツアー対応者が本事業に従事した時間のほか、対応LMOが本市と事前調整を行った 時間も30分を上限に対象とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和6年8月27日から施行する。